

地域発イノベーション創出事業実施委託業務仕様書

1 事業名

地域発イノベーション創出事業実施委託業務

2 事業目的

本県産業の競争力を維持・発展させるためには、地域発のイノベーションが継続的に創出される環境を整備することが重要である。そのためには、起業や事業者間・産学官の連携、研究開発などの多様な挑戦が次々と生まれ、発展していく好循環の形成が必要である。

本事業は、単なる伝統にとどまらず、イノベーション創出にも応用可能な多くの示唆を有する本県の地場産業（発酵食、織物、からくり、陶器など）に着目し、その魅力や価値を国内外へ発信するとともに、地域発の新たなイノベーション創出を促進するものである。多くの方が訪れるグローバルイベント「TechGALA Japan 2026: BEYOND」を舞台に、参加者が地場産業の歴史や文化、職人の知恵や工夫に触れる機会を提供することで、視野や発想の拡張を促し、「驚きと革新に満ちたアイデア（解決策）」を育むことで、地域の魅力や強みを活かした地域発のイノベーション創出を目指す。

3 委託期間

契約締結日から2027年2月26日（金）まで

4 委託業務内容

（1）共通事項

- ・ 「驚きと革新に満ちた解決策」という意味を持つ「MISO（Marvelous & Innovative Solutions）」をコンセプトとして、セッションを始めとするイベント全体の企画を行うこと。
- ・ 本委託業務の統括責任者を配置し、契約や事業全般にかかる県との連絡調整の窓口を担うこと。また、業務に遺漏が生じないように事業運営に必要なスタッフを複数名配置する等体制を整備すること。
- ・ 運営に必要な運営計画、体制図、運営マニュアル等を作成すること。ただし、県との調整の結果、修正が必要と判断された場合は、適切に対応すること。
- ・ ひと月に一回以上、県に対して事業進捗状況の報告を行うこと。

（2）セッションの企画・運営

- ・ 地域の魅力や強みを活かした地域発のイノベーション創出を促進するため、地場産業の有識者、スタートアップ、事業会社、投資家等によるセッションを1回以上企画・運営すること。
- ・ セッションの内容は、本県の地場産業に関するテーマとし、地域発のイノベーション創出につながるものとする。

- ・ セッション登壇者の選定及び連絡調整、登壇依頼、謝金等の支払手続（租税関係を含む。）その他セッションの実施に必要な一切の業務を行うこと。
- ・ 実施日時や会場を含め、本セッションの実施に当たっては、2026 年 12 月 15 日（火）から 12 月 17 日（木）まで開催される「TechGALA Japan 2026: BEYOND（以下「TechGALA」という。）」と連携して実施すること。

【TechGALA ホームページ】 <https://techgala.jp/>

- ・ 実施に当たっては、本事業に係る企画運営費、登壇者対応費、進行管理費その他一切の費用を本事業の委託費の範囲内で負担するとともに、TechGALA の実施事業者と密接に連携しながら進めること。

（３）サイトビジットツアーの実施

- ・ 愛知県に所在する地場産業の関連企業、工場等への訪問や、本県の地域文化に触れる体験等を組み合わせたサイトビジットツアーを 1 回以上実施すること。
- ・ サイトビジットツアーは、本県の地場産業の歴史や文化、技術、知恵及び工夫への理解を深めるとともに、参加者の視点や発想の拡張を通じて地域発のイノベーション創出につながる内容とすること。
- ・ 訪問先の選定及び調整、参加者募集、申込受付、当日の運営、移動手段の確保その他サイトビジットツアーの実施に必要な一切の業務を行うこと。
- ・ サイトビジットツアーは、TechGALA 開催期間中に実施すること。
- ・ 実施に当たっては、本委託業務に係る企画運営費、参加者対応費、移動費、進行管理費その他一切の費用を本事業の委託費の範囲内で負担するとともに、TechGALA の実施事業者と密接に連携しながら進めること。

（４）イベントプロモーションの実施

① キーホルダーの制作・配布

- ・ 本事業の認知度向上及び参加者の満足度向上を目的として、県の名産品又は本事業の趣旨を反映したオリジナルキーホルダーを 2 種類制作すること。
- ・ デザイン、制作、配布方法等については、県と協議の上決定すること。
- ・ 制作数量は各 1,000 個の計 2,000 個を制作すること。
- ・ 制作物の著作権等の知的財産権については県が利用できるよう必要な権利処理を行うこと。

② ロゴビジュアルの制作

- ・ 本事業の趣旨を視覚的に表現するロゴ及びメインビジュアルを制作すること。
- ・ 制作に当たっては、地場産業、イノベーション創出等の本事業の趣旨が伝わるデザインとすること。
- ・ ロゴ及びメインビジュアルは、Web サイト、SNS、配布物、会場装飾等で使用可能な形式により納品すること。
- ・ 制作物に係る著作権等の知的財産権は県に帰属するものとし、必要な権利処理

を行うこと。

③ 広報活動の実施

- ・ 参加者募集、イベントの周知を目的として、効果的な広報活動を実施すること。
- ・ 参加者募集に当たっては、受託者が保有するネットワークを活用し、スタートアップコミュニティ、事業会社、金融機関、大学等への周知を行うこと。
- ・ 広報効果を高めるため、必要に応じてプレスリリースの作成・配信、メールマガジン等による情報発信を行うこと。
- ・ 広報活動において写真、画像等を使用する場合は、肖像権その他関連法令に十分配慮すること。
- ・ 広報活動については、TechGALA と連携して実施すること。

5 成果物（電子データ）

契約最終日までに、県へ事業実施報告書を提出し、承諾を得るものとする。事業実施報告書には、本事業の開催概要、参加者の情報、アンケート結果、写真等を記載すること。

6 その他

- （１）本委託業務の実施にあたっては、関係する諸法規及び条例等を熟知の上、業務遂行にあたること。
- （２）本委託業務の内容については、本仕様書及び別紙「地域発イノベーション創出事業実施委託業務企画提案書募集要項」に基づいて提出した企画提案書の内容を遵守することとし、本委託業務の実施にあたっては、県と十分協議すること。
- （３）本委託業務における打合せや会議等については、議事録を作成し、その都度、県に報告すること。
- （４）本委託業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- （５）成果物の著作権は県に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- （６）本委託業務の実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- （７）本委託業務の実施にあたり、問題等が発生した場合には、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- （８）本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- （９）受託者は、事業完了後５年間、本事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、県又は会計検査院の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。
- （１０）その他、本仕様書に定めのない事項は、県と受託者の協議により定めるものとする。